

4穂広監第 082601 号  
令和 4 年 8 月 26 日

請求人 小 林 純 子 様

穂高広域施設組合監査委員 野 本 博 之

同 矢 口 新 平

### 住民監査請求について

請求人が令和 4 年 7 月 15 日付で提起した住民監査請求（以下「本件措置請求」という。）については、下記のとおり決定したので通知します。

#### 記

#### 1 監査委員の判断

本件措置請求を却下する。

#### 2 理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「地自法」という。）第 242 条に規定する住民監査請求は、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とし、その対象とされる事項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員における違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実に限定されている。

請求人は、本件措置請求において、地自法第 242 条第 1 項の括弧書に規定する「当該行為がなされることが相当の确实さをもって予測される場合」にあたるものであるから、穂高広域施設組合管理者（安曇野市長）に対し、あづみ野ランド大規模改修工事（以下「本件事業」という。）に係る、大規模改修実施設計業務（以下「本件業務」という。）委託料 38,786,000 円の支出の差し止めを勧告するとともに、本件事業計画

及び本件業務の見直し並びに変更を勧告することを求めている。

しかしながら、本件措置請求は、総じて本件事業計画の進め方に対する疑義や私見を陳じているにすぎない。

また、請求人が主な根拠として指摘をしている、平成30年度実施の公共建築物総合点検において提示された3億1,814万4,000円と、令和3年度に実施したあづみ野ランド改修基本計画・基本設計策定業務において提示された7億3,150万円とでは、そもそも発注時における仕様も調査方法も全く異なることから、それぞれの業務において算出された概算工事費を対比して放漫な支出とする根拠とは足り得ないことから、違法・不当な財務会計上の行為を対象としているとは認めることはできない。

よって、本件措置請求は、地自法第242条第1項に規定する要件を具備しているとは認められず、請求対象事実の特定を欠いた不適法な請求のため、却下せざるを得ない。

連絡先

〒399-8302

安曇野市穂高北穂高1000

穂高広域施設組合事務局

TEL : 0263-82-2147